

土壌汚染対策に係る助成金交付、普及啓発等業務

制度所管部局名：水・大気環境局土壌環境課

1. 制度の概要

- ・土壌汚染の除去等を行う者等に助成を行う都道府県等に対する助成金の交付
- ・汚染の除去等の措置等について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を実施
- ・土壌の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に関する知識の普及、国民の理解の増進

2. 指定、登録等の基準

【土壌汚染対策法】

(指定)

第四十四条 環境大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、支援業務を行う者として指定することができる。

2 前項の指定を受けた者（以下「指定支援法人」という。）は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(業務)

第四十五条 指定支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 要措置区域内の土地において汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、助成金を交付すること。

二 次に掲げる事項について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

イ 土壌汚染状況調査

ロ 要措置区域等内の土地における汚染の除去等の措置

ハ 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更

三 前号イからハまでに掲げる事項の適正かつ円滑な実施を推進するため、土壌の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人日本環境協会	平成 14 年 12 月 25 日	東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16 馬喰町第一ビル 9 階 TEL:03-5643-6262	法第 44 条第 1 項の規定に基づく指定申請の内容を審査した結果、法に定める支援業務を適切かつ確実にできるものと認められたため

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
なし	—

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成 22 年 3 月 31 日現在）

平成 21 年度に土壤汚染対策法を改正し、法に基づく調査の契機の拡充や規制対象区域の明確化を行った。これにより、指定支援法人が行う法第 45 条第 2 号に規定する相談・助言業務及び法第 45 条第 3 号に規定する国民の理解の増進のための業務をより一層強化する必要がある。また、規制対象区域の分類化により、助成金の交付対象者について、従来は指定区域において措置命令を受けた者と規定されていたものが、今後は要措置区域において汚染の除去等の指示を受けた者となるため、助成金の交付件数が増加することが予想される。

このため、平成 22 年 4 月より施行された改正土壤汚染対策法の円滑な運用を確保するため指定支援法人の業務の実施体制については、より充実化が求められる。

7. 政策評価

今後、平成 23 年度末までに、本制度についての政策評価を行うこととしている。